

(確定) 第48回衆議院総選挙における在外投票の実施について

第48回衆議院議員総選挙の在外投票を以下のとおり実施いたしますので、在外選挙人証をお持ちの方は、在外投票にご参加下さいますようお願いいたします。

なお、在外選挙人証の表面に記載の衆議院小選挙区のうち、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県の選挙区の方については、平成29年7月の区割り改定により、変更が生じている場合がありますので、以下のホームページからあらかじめご確認をお願いいたします。

上記区割り改定の対象となっていた場合、在外選挙人証記載の改定前の小選挙区候補者へ投票しても無効投票となってしまいますのでご注意ください。

(例：選挙人証に●●県3区と記載があっても、区割り改定により●●県2区対象者となった場合、今次選挙で●●県3区候補者に投票しても無効となる)。

総務省 | 衆議院小選挙区の区割りの改定等について

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_3.html

1. 選挙の日程

- 公示日 : 平成29年10月10日(火)
- 在外公館投票の開始日 : 平成29年10月11日(水)
- 日本国内の投票日 : 平成29年10月22日(日)

2. 投票できる方

在外選挙人証をお持ちの方

在外選挙人証は申請に基づいて交付されます。

申請手続きについて知りたい方は以下をご確認ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

3. 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには以下をご確認ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

在外公館投票

○投票期日：在スラバヤ総領事館では、以下の期間、在外公館投票を実施いたします。

10月11日(水)から10月15日(日)まで

※インドネシア国内では、ジャカルタにある在インドネシア大使館の他、在メダン総領事館、在デンパサール総領事館、在マカッサル領事事務所でも投票できます。また、その他の在外公館でも投票できますが、投票終了日は公館によって異なりますので、事前に投票予定の在外公館にご確認ください。

○投票時間：午前9時30分から午後5時まで

○投票場所：在スラバヤ日本国総領事館 2階講堂

○持参すべき書類：（1）在外選挙人証 （2）旅券等写真付の公的機関発行の証明書

○その他ご参考：

在外公館投票を実施する在外公館・投票期間一覧は以下をご確認ください。

http://www.mofa.go.jp/mofai/ca/ov/page3_000718.html

郵便等投票

○請求手続：登録されている選挙管理委員会に、請求書および選挙人証を送付します。

請求書は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、以下からダウンロードしてください。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/pdf/zaigai6_6.pdf

○投票手続：選挙管理委員会から送られてきた投票用紙に記入し、国内投票日の10月22日（日）の投票所閉鎖時刻（原則午後8時）までに、選挙管理委員会に届くよう郵送します。

日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、在外選挙人証を提示して、下記（1）～（3）のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

（1）期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

（2）不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

（3）投票所における投票

登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

4. 候補者情報

○候補者情報は、以下のホームページに掲載予定です。

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/48ge/index.html>

5. その他

○「第48回衆議院議員総選挙の概要（総務省）」
<http://www.soumu.go.jp/2017senkyo/>

(了)